

●プロポーザル募集要項

当市では、令和4年度に観光HP及び観光動画を新たに作製、令和5年度ではディスプレイ広告や観光動画などを国内に向けて広告配信するデジタルプロモーションを実施している。

令和6年度では、これまで広告を視聴したユーザーデータ、ならびにHPへ来訪したユーザーデータを分析することで効率的なプロモーションの実施を図るだけでなく、エビデンスベースでの政策立案を可能とするようデジタルマーケティングを実施するほか、これまで国内に向けて実施していたデジタルプロモーションを海外向けにも実施し、フェーズ1として旅行潜在層へ広くアプローチを図り、旅行実施までのリードタイムを検証、熟慮したユーザー目線を意識した取り組みを行う。

なお、デジタルプロモーションでは、当市の認知度・ブランド力のさらなる向上とするための流氷だけではない網走市の魅力(食、自然体験等)を訴求することで、旅行先として選定していただく、行動変容を起こすことを目指す。このデジタルを活用した一連の事業を「網走市観光デジタルプロモーション・マーケティング事業」とし、プロポーザル(企画提案)にて委託事業者を選定する。

第1 募集の内容

1 委託業務名

網走市観光デジタルプロモーション・マーケティング事業

2 業務内容等

別紙「業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(金)までの間

4 委託費の上限

24,760,000円(消費税及び地方消費税を含む)

第2 応募に係る事項

1 参加資格 プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格認定の日において網走市の物品の調達等に係る指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 官公庁及び民間事業所が発注した広告配信業務、誘客促進記事・動画制作、ビッグデータ解析といったデジタルプロモーション・マーケティング事業の元請業務実績(共同企業体の場合は代表者としての実績に限る)を有するもの。

- (4) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

2 企画提案書の作成

以下の(1)の項目について、参加表明書様式集の様式8から12を用いて、事業を企画・提案してください。なお、企画提案書は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。また、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(1) 観光デジタルプロモーション・マーケティング

企画提案、スケジュール、体制、詳細見積もり

※提案は仕様書に記載された要件を満たした内容とすること

3 応募の手続等

(1) スケジュール

① 募集要項等告示

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

② 募集要項等に関する質問受付

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

③ プロポーザル参加表明受付期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

④ 企画提案書の受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月30日（火）

⑤ 企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（審査会）

令和6年5月1日（水）[予定]

⑥ 審査結果の通知・公表

令和6年5月1日（水）[予定]

⑦ 契約締結（業務開始）

令和6年5月上旬 [予定]

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

※閉庁日を除く（開庁日:平日）

※最終日は正午まで交付

② 配布場所

網走市観光商工部観光課広域観光推進係（〒093-0046 北海道網走市新町2丁目16番5
JR網走駅内）

※募集要項等は、網走市ホームページ内の以下のページに掲載します。

(<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/060soshiki/170kankokanko>)

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

※最終日は正午まで

③ 質問書提出方法

質問書（様式1）は網走市観光課宛（後記第8問い合わせ先参照）に電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word）を添付し提出すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

なお、件名には「【(事業者名) 質問】網走市観光デジタルプロモーション・マーケティング事業」と記載し、提出後は、後記の提出先に確認の電話をすること。

④ 質問回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、網走市ホームページ内の以下のページにて公開する。

(<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/life/5/26/>)

(4) 参加表明受付

① 受付期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）

※閉庁日を除く（開庁日：平日）

※最終日は正午(必着)までを提出期限とする。

※提出後における表明書の追加及び変更は認めない。

② 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 事業者概要書（様式4）

- (ウ) 事業者同種業務実績（様式 5）
- (エ) 業務実施体制（様式 6）
- (オ) 配置予定技術者の経歴等（様式 7）

※共同企業体による参加の場合は様式 3 を併せて提出すること

③ 提出方法

観光課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）すること。郵送の場合は電話により送達確認をすること。

④ 参加資格の認定結果

参加資格は令和 6 年 4 月 1 日（木）までに認定する。なお、申請者への認定結果は書面にて通知する

⑤ 押印について

参加表明書及び共同企業体構成届出書について、募集期間中における在宅勤務などの特別な事情がある場合押印を要さない。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和 6 年 4 月 1 2 日（金）～令和 6 年 4 月 3 0 日（火）

※閉庁日を除く（開庁日：平日）

※最終日は正午(必着)までを提出期限とする。

※提出後における提案書の追加及び変更は認めない。

② 提出書類

- (ア) 表紙（様式 8）
- (イ) 企画提案書（様式 9）
- (ウ) 参考見積書（様式 1 0）
- (エ) 内訳書（様式 1 1）
- (オ) 業務工程計画書（様式 1 2）

③ 提出部数

1 0 部（正本 1 部、副本 9 部）

④ 提出方法

上記②提出書類を観光課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）すること。郵送の場合は電話により送達確認をすること。

⑤ 注意事項

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 審査会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (カ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (キ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (ク) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微な修正を除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑦ その他

- (ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
- (イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとみなす。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (エ) 参加表明書・企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日（審査会開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、辞退届（様式13）を観光課に持参又は郵送により申し出ること。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をすること。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を参考見積書(様式10)に記載すること。

第3 提案評価に係る事項

(1) 評価方法

評価は、市が定める構成員により組織された「観光デジタルマーケティング審査会(以下審査会という)」が行う。なお、審査会では、提出書類並びにプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、評価・採点し審査の上、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査会

①開催日時・場所

令和6年5月1日(水) 網走市役所本庁舎3階第一会議室(予定)

※開催日時・場所については企画提案書を提出したものに別途通知する。

②企画提案の所要時間(予定)

プレゼンテーションは40分以内とし、その後の質疑応答は20分程度を予定。

(3) 注意事項

- ①プレゼンテーション参加人数は、最大5名までとする。
- ②審査会当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ③提案時においてパソコン、プロジェクターの使用を認める。パソコン、プロジェクターは基本市で用意するが提案者が用意することも可とする。
- ④プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認めない。
- ⑤指定時間に遅れた場合は、原則参加を認めない。なお、万が一交通機関の乱れにより遅れる場合は指定する緊急連絡先に連絡すること。
- ⑥提案者多数の場合は書類選考とする可能性もある。
- ⑦新型コロナウイルスの状況により、オンラインでの審査会の開催もしくは書類審査をもって審査会に代える場合がある。

(4) 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(5) 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、かつ、各審査会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

各審査会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決する。

(6) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定する。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 審査会構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案の内容を基本するが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、網走市個人情報保護条例（平成 17 年網走市条例第 1 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

5 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償する。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議することとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

第 7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル審査会の日から本契約締結の日までの期間内に市から「物品の調達等に係る指名停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒093-0046 北海道網走市新町2丁目16番5 JR 網走駅内

網走市観光商工部観光課 広域観光推進係

TEL : 0152-67-6707

FAX : 0152-67-6708

MAIL : ZUSR-KK-KANKO-KOIKI@city.abashiri.hokkaido.jp